

第142回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成27年2月5日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（9名）

遠藤宏子、片木克男、門脇京子、金山耕平、里見泰男、谷本圭志、辻富美子、張漢賢、濱田香

2. 欠席者（7名）

木谷清人、猿澤美鈴、島林昌子、徳嶋靖子、藤縄喜和、坂本昭文、佐々木秀明

3. 説明のため出席した者

県土整備部 山口次長、技術企画課 竹森課長、六條室長

4. 事務局

技術企画課 川原係長、河原土木技師、和田土木技師

5. 開催日及び場所

日 時：平成27年2月5日（木） 午後2時30分から午後4時10分まで

場 所：県庁第32会議室（鳥取市東町1-220）

6. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案第1号 米子境港都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

議案第2号 淀江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

議案第3号 米子境港都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更

（3）閉会

7. 会議議事

14:30 開会

(竹森課長) 只今から第142回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。まず、本日まで出席頂いております委員の皆様の出席者数でございますが、9名様でございます。全委員16名の過半数以上のご出席となっておりますので、当審議会が成立していることをご報告いたします。なお、会の進行上、出席委員のご紹介は省略させていただきます。それでは、審議に先立ちまして鳥取県県土整備部次長の山口がご挨拶を申し上げます。

(山口次長) 県土整備部次長の山口でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第142回の都市計画審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。本日は、議案3件についてご審議をお願いしたいと考えております。

まず、米子境港及び淀江の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆるマスタープランでございますが、これは、昨年7月に素案の段階で予備審議をして頂いておりますが、本日は、予備審議でのご指摘を踏まえ、さらに、その後実施しましたパブリックコメントや公聴会等を踏まえた最終的な案として、ご審議をお願いしたいと考えております。

本日、臨時の県議会が行われました。いわゆる経済対策の補正予算の臨時会でございます。地方創生、例えば、少子高齢化の中、どうやって活力を作っていくか、地方からこういうことをやっていこうといったことをご審議頂いたところです。

県土づくり、地域づくり、これらの礎となりますのは、やはり、県民の皆様方に安全安心、快適にその地域に愛着を持って住んで頂くということであると考えております。

本日までご審議頂くマスタープランは、こうした社会情勢を踏まえた圏域全体の方向性でございます。どうぞ、忌憚のないご意見を頂ければと思います。

もう1つは、米子境港都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更でございますが、地元の皆様方のご要望を踏まえた案件になっております。

なお、マスタープランが策定された後は、これで終わりということではなく、我々としては、しっかりと関係市町村と連携し、地域づくりの取組を進めてまいりたいと考えております。

ご審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

(竹森課長) 本日の資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、配席表、議案概要、鳥取県都市計画審議会条例、都市計画審議会における審議方法の見直し（重要案件の予備審議等）事前に送付させて頂いております議案資料1～4が本日の資料全てでございます。よろしいでしょうか。そうしますと、会議を進めさせていただきます。議長の谷本会長様、進行をよろしく願いします。

(谷本会長) 本日は、3件ご審議を頂く予定です。いずれも予備審議というプロセスを経て、さらに、その後、パブリックコメント等、地元の方々のご意見をお聞きしておられ、本日は最終の審議ということです。論点は出尽くしているのかもしれませんが、新任の委員の方々もいらっしゃいます。また、地方創生という中で、是非ここをと思っておられることがあるかもしれません。よろしくお願いします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名したいと思います。遠藤委員と辻委員にお願いしたいと思います。

それでは、議案1号2号を一括して事務局から説明をお願いします。

(六條室長) これまで、平成25年10月に諮問させて頂きまして、見直し内容を整理した事項から順次、予備審議をして頂いております。そして、第140回審議会(平成26年7月)において、全体的な予備審議をして頂いております。

頂いた主なご意見ですが、「地域コミュニティ活性化のために住宅建築の規制緩和を行うことは結構であるが、今後、インフラの維持更新費増大が予想されることを踏まえ、持続可能な都市づくりの観点を記述すべき」「住民意見を踏まえて方向性を定めるということになると、どうしてもこの住宅建築の規制緩和が出てきてしまうが、優良農地というものはもちろん保全していかなければならない」といったご意見を頂きました。また、米子駅南地区の記述について、現行では、商業地への転換を検討するとマスタープランに記述しておりますが、南北一体化事業の検討が動き出し、駅南地区について、今後の土地利用の方向性を検討するというような動きになっていることから、これを踏まえた表現にしておりますが、これに対して、「活性化の取組として随分と後退したとを感じる」といったご意見を頂いております。一方で、同じく米子駅南地区について、「既に住宅地が広がっており、現実的に商業地への転換は難しく、米子市は駅北の中心市街地の空洞化が進んでいるので、これ以上商業地拡大すべきではない」といったご意見も頂きました。また、産業拠点の図面表示について、境港しか図示していませんでしたので、これに対して、「この地域の拠点は海外だけを向いているように感じる」というご意見を頂きました。

こうしたご意見を踏まえ、見直し素案を修正いたしました。主に、都市計画の目標の中で持続可能な都市づくりの観点を追記したこと、米子の産業拠点の図示を修正したことです。その上で、公聴会やパブリックコメント、関係機関の意見照会、案の縦覧を実施してきました。それで、本日は、こうした経過のもと、最終の見直し案のご審議をお願いするものです。

それでは、第140回審議会以降に実施しました手続について、順番に説明させていただきます。

まず、公聴会の実施概要です。公聴会につきましては、新聞折込チラシにより、公述される方を募集しました。結果的には米子市淀江町在住の1名の方に公述して頂きました。公述された内容ですが、「私が思う防災・減災について」ということ

で、阪神大震災のときに、丁度現場におられたようで、地震発生直後に大渋滞が発生していた姫路から神戸までの移動、避難所の生活という体験を通して、現在の防災・減災対策は不十分であるといった内容でした。具体的な理由としては、地域全体的に避難場所が少なく、また、避難施設の老朽化が進行していること、耐震化されてないといったことで、今後は、公営住宅の空き家といった既存の公共施設を避難場所として積極的に活用すべき、また、せめて公民館だけでも耐震化を進めていくべきといったご意見を頂きました。ご意見を踏まえた対応案としましては、避難路や防災拠点に関する記述につきまして、見直し素案では、「整備する」という表現にしておりましたが、既存ストック等も活用するといったような意味も包含する「確保する」という表現に修正をさせて頂くように考えております。

次に、ハブリックコメントの実施概要です。昨年の9月17日～10月17日の31日間、県のホームページにてパブリックコメントを募集させて頂きました。結果、5名の方々から12件のご意見を頂きました。1点目は、「人口減少・少子高齢化が進んでいる米子市和田町の市街化調整区域を外してほしい」というご意見を頂きました。人口減少・少子高齢化という書出になっておりますので、ご意見の趣旨は、市街化調整区域における住宅建築の要望であると解釈しております。これについては、見直し素案におきまして、線引きを維持しつつ34条11号区域の運用といった部分的な規制緩和を検討することにしており、つまり、個人の住宅建築への要望に応える方向性を記述しているところであり、見直しの修正は行わないように考えております。2点目ですが、「上福原だけではなく、安倍、彦名、両三柳についても市街地として位置付ける旨を記述して頂きたい」というご意見を頂きました。これについては、現在の見直し素案では、上福原については市街地として位置付け、地区計画の導入を検討する記述をしています。一方で、安倍、彦名、両三柳については、地域住民の皆様と意見交換をさせて頂きました結果、ご意見が概ね、現状の土地利用規制を維持すべきといった内容でしたので、今回、上福原のような市街地としての位置付けに関する記述は行わないことしております。3点目ですが、「都市計画区域マスタープランが旧米子市と旧淀江町の各々に存在することは市町村合併が行われた新市での一体的なまちづくりと矛盾する」というご意見を頂きました。これについては、区域区分は法的に都市計画区域毎に定めることとされていますので、都市計画区域の再編にあたっては、まず、区域区分の有無を検討する必要があります。旧米子市の米子境港都市計画区域は区域区分を行っている一方、旧淀江町の淀江都市計画区域は区域区分を行っていませんが、2つの都市計画区域を合併しますと、全体で区域区分をするかしないかという選択を迫られるということになります。それで、今回の見直しにおいて、淀江都市計画区域内の地域住民の方々と意見交換しましたところ、規制強化や規制緩和など様々な意見が出されました。こうした経緯で、今回、淀江都市計画区域について区域区分を導入するには至らず、引き続き、個別の都市計画区域にしております。4点目ですが、「米子駅南北一体

化事業について、概念や経済効果が明確にされていない」というご意見でございます。これについては、今年度から米子市を中心としましてJR米子支社、県の3者による協議会というものが立ち上がりまして、南北一体化の方向性を検討しているところでございます。よって、見直し素案においては、この検討の熟度に応じた記述をさせていただいております。以上がパブリックコメントの実施概要です。

続きまして、関係機関の意見照会の実施概要です。まず、地元市村との意見照会のうち、米子市からのご意見です。1点目は、「都市計画の目標において、防犯という観点を追記して頂きたい」というご意見を頂きましたが、これについてはご意見のとおり記述を修正したいと考えております。2点目は、都市基盤施設の現状及び今後の見通しにおける米子駅南地区の記述について、「駅南北自由通路等を整備する方針を示したため、見直し素案では新たな都市基盤施設の整備を図るとだけ書いているが、この前段に駅南北自由通路を具体的に記述していただきたい」というご意見を頂きましたが、これについても、ご意見のとおり記述を修正したいと考えております。3点目は、「道路の基本方針において、交通安全や子ども・高齢者への配慮の観点を記述して頂きたい」というご意見を頂きましたが、これについてもご意見のとおり修正したいと考えております。4点目は、「島根県境部の国道9号における渋滞対策を検討していく旨を記述して頂きたい」というご意見を頂きましたが、これについては、中海圏域全体において渋滞をどう解消していくかという一環で検討していく必要があることから、見直し素案の中では、中海圏域全体での対策を課題の1つと記述しております。よって、国道9号を特筆しないということで見直し素案を修正しないように考えております。5点目は、「米子港について、機能の充実を図ると記述されているが、中心市街地活性化基本計画において、魅力導入に向けて事業者誘致を検討するという表現があり、これと相違する」といったご意見を頂きましたが、これについては、ご意見を踏まえ、機能の充実を図る上で賑わい拠点化を視野に入れる旨を記述したいと考えております。続いて、境港市からは語句の修正の意見のみ、日吉津村からは意見はございませんでした。また、県議会から、県政一般の質問として、「人口減少の中、子育て教育環境を有効に活用していくべき」というご意見を頂きましたが、これにつきましては、都市計画の目標の中で、子育て、教育のしやすい居住環境を形成していく旨を記述したいと考えております。それから関係機関として、国との事前協議をしましたが、特に意見はございませんでした。

以上の経過を踏まえ、修正点をまとめますと、まず、「都市計画の目標」について、持続可能な都市づくり、子育て・教育のしやすい良好な居住環境の形成、防犯都市づくりを追記しております。また、防災減災都市づくりにおいて、既存ストックの有効活用を含む内容に修正しております。次に、「産業拠点の図面」について、米子における拠点を図示しております。それから、「都市基盤の整備の現状及び今後の見通し」というところで、新たな都市基盤施設について、米子駅南北自由通路

を代表的な施設として頭に追記しております。それから、道路の基本方針において、交通安全、あるいはバリアフリーといった子ども、高齢者への配慮を追記しております。それから、米子港について機能の充実を図る上で賑わいの拠点化を視野に入れる旨を追記しております。

案の縦覧の実施概要です。本年1月9日～23日までの15日間、県及び市村の6ヶ所におきまして案を縦覧しました。閲覧された方々は6名で、意見書の提出はございませんでした。

以上、第140回審議会以降に実施しました手続についてご説明させていただきました。

それでは、今ご説明しました内容と中身が重複する部分がありますが、主な見直し事項を一通りご説明させていただきます。

まず、都市計画の目標でございます。都市づくりの課題、目標につきまして、住民意見を踏まえて地域コミュニティの活性化、持続可能な都市づくりということを明記しております。次に、広域的な位置付けでございますが、日吉津村の国道431号沿の商業的土地利用の進展を踏まえ、日吉津村について沿道型商業拠点というものを追記しております。それから、区域区分の方針につきましては、住民の皆様方のご意見をお伺いしますと、「都市の拡散防止のため区域区分が必要」というご意見を多く頂きましたので、区域区分を維持するというようにしております。ただし、一部で区域区分廃止という意見がございましたので、「必要に応じて区域区分廃止の必要性を検討する」という一文を追加しております。次に、市街地の配置方針につきましては、現行では上福原、安倍彦名、両三柳が市街地として位置付けられておりましたが、住民の皆様方との意見交換等によりまして、上福原のみを市街地として位置づけ、地区計画の導入等を検討するという記述にしております。また、日吉津村の国道431号沿については、地区計画の導入等を行うとしております。次に、土地利用の主要な都市計画決定の方針ですが、まず、米子駅南地区につきましては、現行では商業地への転換というふうに明確に商業地という表現をしていましたが、これを、今後の土地利用の方向性を検討するという表現に見直しております。また、崎津地区について、現行では工業地として維持するというようなことを記述しておりますが、当面、太陽光発電施設としての土地利用が続くものの、将来どのように変わっていくかは現時点では分からないということで、将来的に土地利用の方向性を検討するというような記述にしております。

次に、居住環境の改善又は維持に関する方針につきましては、社会情勢を踏まえて、空き家等の既存ストックの有効活用を中心とする旨に見直しております。次に、優良な農地の健全な調和において、耕作放棄地の解消に向けた取組の方向性を記述させて頂くことにしております。次に、計画的な都市的土地利用の実現において、市街化調整区域のうち、春日・南部地区を初めとする34条11号区域ではないエリアについて、農村集落コミュニティの維持を図るため、営農環境を悪化させない範囲内において、住宅建築に関する規制緩和を行うとしております。これは、11号区

域について、米子市の条例では、現在、市街化区域の端から1 kmまでの範囲とされていますが、例えば、これを、2 kmに広げるといった緩和を検討するものでございます。次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針でございます。事業展開や社会情勢を踏まえ、記述を見直しております。各施設の事業者等の関係期間の意見を反映しつつ、必要性をアピールするといった観点で、可能な限りこのマスタープランの位置づけるようにしております。まず、道路については、現行では10年以内の優先的整備を検討する路線を位置づけることにしておりましたが、この度の見直し案では、10年、20年、構想路線という3段階の目標に区分して位置づけております。港湾については、中野地区国際物流ターミナル、竹内南地区貨客船ターミナルの整備を位置づけております。空港は、米子空港について、空港としての機能の充実、関連施設の整備を図るとしてしております。河川については、中海護岸堤防の整備を追加しております。次に、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針です。現行では、土地区画整理事業や地区計画による都市基盤について「整備を進める」としておりましたが、これを、「整備を検討する」という表現に修正しております。

以上が米子境港都市計画区域マスタープランです。

続きまして、淀江都市計画区域マスタープランです。こちらは、住民の皆様方のご意見を踏まえまして、農住の混在や空き家の増加が見られる状況の中、地域コミュニティの活性化、営農環境との調和が図られた良好な居住環境を形成といった内容を記述しております。その他、社会情勢変化を踏まえ、記述を見直しております。まず、都市計画の目標でございますが、平成17年に旧米子市と旧淀江町が合併しましたが、現在も別々の都市計画区域でございます。こうした中、淀江都市計画区域では幹線道路沿等において、新たな開発が進み、農住が混在したエリアが増加しており、具体的には農薬や施肥の散布等によりまして悪臭や大気汚染といったものが、住宅地に入り込んできているような状況で、今後、必要に応じて、区域の再編を検討するという内容を記述しております。それで、主要な都市計画決定の方針の中で、こうした農住問題や、また、防災上の脆弱といった問題が生じているということで、現状の土地利用状況を明記し、今後の土地利用のあり方を検討していくという記述に修正させて頂いております。以上が淀江都市計画区域マスタープランです。

今後の予定ですが、本日、本審議をお願いしまして、その後、国との法定協議を行い、今年度内に都市計画決定をしたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(谷本会長) ご意見やご質問がございましたらお受けしたいと思います。

(片木委員) 都市づくりの目標において、「地域コミュニティの活性化が図られた持続可能な都市づくり」という表現が分かりにくいと思います。時間をかけて検討してきた我々にとっては理解できても、この言葉だけではわかりにくいと思います。元々の

趣旨としては、線引きによって市街地のエリアを限定しつつ、その周辺に広がる農村集落については、条例によって例外的に住宅建設を認めるとというのが、この部分の元々の趣旨だったと思います。しかし、それが、「地域コミュニティの活性化が図られた持続可能な都市づくり」ということで、元々の趣旨を超えて、市街地のあり方や、子育て教育に関する居住環境の充実といった内容まで取り込んでおられます。「地域コミュニティの活性化」と「持続可能な都市づくり」を一緒にするより分けた方がわかりやすいと思います。

(谷本会長) 確かにそうですね。2つのことを言っているので、2つに分けた方がすっきりするのではないかというご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

(河原技師) 「地域コミュニティの活性化」と「持続可能な都市づくり」を1つにまとめた趣旨をご説明させていただきます。この2つのことは、竹を割ったように完全に区分されるものではなく、重複した内容があると考えております。例えば、集約型都市構造の実現であるとか、ストックの有効活用といったことは、両方の観点に繋がっていくことです。都市づくりの課題は2つに分けて記述することはできますが、都市づくりの目標は区分しにくく、こうした経緯でまとめて記述した次第です。

(谷本会長) 確かに、地域コミュニティを活性化しようとする中で、人口減少時代において分散居住が進むと活性化に結び付かない部分もあるし、子育て教育もある程度、拠点にて整理するといった話もありますから、そういう意味で、2つの観点がバラバラではないというのわかります。

(片木委員) もし区分するとすれば、「活性化を考慮した持続可能な都市づくり」はいかがでしょうか。

(谷本会長) 「活性化に向けた」もいかがでしょうか。事務局にご検討頂くことにしましょう。

(谷本会長) それでは、私からお訊ねします。時期尚早かもしれませんが、高速鉄道としてフリーゲージトレインの検討といったことを記述しておく必要はないでしょうか。時期尚早ですかね。

(六條室長) はい。

(谷本会長) 分かりました。結構です。他いかがでしょうか。

(片木委員) 米子駅の南北自由通路について、市長が整備すると言明しましたが、その目的は検討中であり明確にされていない中、とにかく、その整備をやるということが先行してしまっていると思います。かつて、米子駅南北一体化事業と言いますと、駅南側に新たな都心拠点を作るといった構想であったかと思います。このため、現在のマスタープランでは、米子駅南地区を商業地域にするといった位置づけがなされたのだと思います。しかし、その後、駅南は商業地域ではなく住宅地となっていきました。こうした中、今回のマスタープランでは今後の検討を待つといった内容の記述に改められています。一方、この中で、「米子駅周辺の活性化に向けた駅南北の一体化の実現を図る」と記述されていますが、都心拠点を南側にも創るといった構想のもと生み出された言葉である中、みだりに駅南北の一体化という言葉を使うと議

論を混乱させないかと懸念されます。一体化とは何を一体化するんだというようなことが、この間も米子市の都市計画審議会の方でも出ました。

(川原係長) 今まさに方向性を議論されているところです。ここで一体化という表現をしていますが、商業地としての一体化という意味に限らず、もう少し広い意味での一体化という趣旨と捉えて頂ければと思います。

(片木委員) 何十億円もの資金をかけて整備しようとするわけですから、単にその広い意味での市街地の一体化という言葉だけでは多分済まなくて、もっと具体的な目標を、目的を決めて、経済効果を検討しないと、そこまでの税金を使うわけにはいかないと思います。やはり、従来使われている南北一体化事業という言葉そのまま安易に使ってしまっているのかなと思いました。

(谷本会長) 「南北一体化事業」という事業名そのものはマスタープランの中にはないんですよね。米子駅南地区について社会経済情勢を鑑がみつつ、駅南地区の開発を踏まえ、今後の土地利用の方向性を検討すると書かれており、通路の話はこれとセットなのですね。

(山口次長) 現在、3者で協議中ということで、方向性を明確に記述できないというのが正直なところです。現在議論されていることとして、まずは、駅北の中心市街地の活性化の観点で、米子駅の機能をどうしていくかという話です。具体的には駅北について、バスターミナルであるとか自由乗降スペースが現状のままで良いのだろうかといったこと。一部を駅南の方に移すことを含めて検討されています。もう1点は、南部地域の首長の方々のご意見があります。駅南にターニング的な機能があるのではないかということ。このように南北エリアも含め、機能の再分配が議論されているところでございます。こうした中、一体化という表現が相応しいかどうかという話と思いますが、「南北一体化の実現」という言葉は、委員がおっしゃられるように、色々と誤解も生じるかもしれませんので、事務局の方で記述を少し検討してさせて頂ければと思います。

(谷本会長) よろしくお願ひします。それでは、他にご意見はございませんでしょうか。

(張 委員) 1点確認させていただきます。崎津地区の太陽光発電施設に関して、「将来方向性を検討する」とされていますが、これは、この太陽光発電施設の使い方に消極的な部分があり、他の土地利用を検討するという風に読めると思います。どういう考え方なのか、おしえてください。

(川原係長) ここが借地になっているようでして、借地の期間が切れる先をどうするのかということを検討するという趣旨です。

(谷本会長) よろしいでしょうか。それでは、議案1、2につきましては、議案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

---異議なし---

(谷本会長) ありがとうございます。それでは、本日頂きましたご意見を踏まえた対応については、事務局にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

(谷本会長) 議案第3号に移ります。事務局からご説明をお願いします。

(六條室長) 第140回審議会(平成26年7月)におきまして予備審議をして頂きましたが、その中では特に異論は出されませんでした。その後、公聴会開催の周知をいたしましたが、公述の申出はございませんでした。その後、関係機関の意見照会並びに縦覧をマスタープランと同じスケジュールにて実施しましたが、意見は出されませんでした。今回の審議内容につきましては、前回の予備審議と変更はありません。それでは、議案をおさらいさせていただきます。

市街化調整区域に編入する理由でございます。この市街化区域につきましては、概ね工業団地化されておりますが、市街化区域の端部の農地について、地権者11名の全員の総意として、市街化調整区域に編入してほしいという要望があったものがございます。これに対して、米子市は、和田浜工業団地には、空き地がありまして、引き続き企業誘致を進めていきたいが、当地は、工業地域かつ市街化区域の端部であり、現状の土地利用は居住環境と営農環境との調和が図られているといった理由から、関係地権者のご要望のとおり市街化調整区域に編入して営農を継続されることが望ましいという意向です。以上、地権者や米子市の意向を踏まえ、今回、市街化調整区域に編入するものです。

今後の予定ですが、本日のご審議の後、国との法定協議を経て、本年度内に都市計画決定を行いたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いします。

(谷本会長) いかがでしょうか。

(濱田委員) 地図で見る限り、区画整理された農地だと思います。こんなに綺麗に営農されています。農業者を守りたいという私の立場からして、市街化調整区域にされるのが良いと思います。

(谷本会長) 賛成ですね。市街地が増える方向では困るんですけども、逆です。それでは、議案どおり可決ということにさせていただきます。

以上をもちまして審議を終了します。進行を事務局にお返しします。

(竹森課長) ご審議ありがとうございました。本日ご承認頂きました3案件について、今後の予定ですが、まず、本日頂きましたご意見を踏まえた対応といたしまして、米子境港都市計画区域マスタープランの「地域コミュニティの活性化が図られた持続可能な都市づくり」「米子駅南北一体化」の表現について、再検討をさせていただきます。そして、修正等の上、国との法定協議を踏まえ、3月下旬までには都市計画決定の告示をしたいと考えております。

続いて、次回第143回審議会の開催予定についてです。これについては、来月3月を予定しております。非常にお忙しい月だと思いますが、どうかよろしくお願い致します。後日、日程調整をさせていただきたいと思っております。議案としましては、第140回にて予備審議をして頂きました米子境港都市計画道路の変更として、両三柳

中央線を予定しております。大変お忙しい時期と思いますが、ご出席をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で第 142 回都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。